

Title	『学問のすゝめ初編』冒頭文節に関するいくつかの問題
Sub Title	
Author	ひろた, まさき
Publisher	慶應義塾福澤研究センター
Publication year	1985
Jtitle	近代日本研究 Vol.2, (1985.), p.487- 510
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	福澤諭吉特集
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10005325-19850000-0487

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

『学問のすゝめ初編』冒頭文節 に関するいくつかの問題

ひろた・まさき

一

私は数年前に『福沢諭吉研究』（東京大学出版会）と『福沢諭吉』（朝日新聞社）とをまとめた。この二著は、互いに補い合って私の福澤像を示すものとなったが、その福澤像の大枠はいまだ変更の必要を感じていない。二著については幸い多くの貴重な書評に恵まれた。当然のことながら批判も多く受けることとなった。それら批判には、全く見当ちがいのものもあったが、誤解・誤読によるものや私自身の曖昧さや不足によるものがあり、多くのことを教えられた。この機会にあらためて感謝の意を表したい。

誤解ということでは、私自身の曖昧さから生じたものもある。たとえば、拙著が青年福澤を「立身出世志向」をもつものとして特徴づけた点である。「立身出世」というと秩序確立後にその秩序階梯をのぼりつめていくという明治中期以降のイメージが強く、そこには新しい世界を発見・創造する契機はまれで、他人を踏み台にして己れ一人上昇しようという俗物性がいつも伴っているから、そのように理解される可能性もあったのに、拙

著がその点について無防備であったことは認めなければならないだろう。おそらく「立身出世」イメージの歴史の変遷というテーマは魅力的で意義あることであろうが、いまの私にはそれを追求する余裕はない。だからどれだけ明確な時代の規定をなしうるか自信はないけれども、青年福澤の野心は、既成の幕藩制秩序の階梯を上昇しようという志向の点でまさに「立身出世志向」であった（そして実際に一三石二人扶持の中津藩士から扶持米一〇〇俵・勤役中五〇俵増高の幕府直参へと出世する）けれども、そこに架けられた洋学を武器とする立身の梯子は、外圧に対処するために急設された不安定さをもつものであって、つねに新しい世界を撰取して自己の武器としなければならぬにもかかわらず、その武器は体制そのものにも向けられる牙ともなりうる性格をもっていた。その意味で、当時の幕府お抱えの洋学者たちは、体制内での立身を志向しながら、体制との緊張をつねにもたざるをえなかったのである。

しかし、拙著が青年福澤を「立身出世志向」だけでとらえていたのでは決してないことは強調しておかねばならない。そうした誤解も生じたからである。一読されれば明らかなことと思うのだが、福澤の長崎・大坂における「一身独立」「仲間社会」の原体験は、「立身出世志向」との異和・矛盾をはらみながら意識下に貫流していたことを指摘し、青年福澤をこうした二重構造でとらえなければ真に理解できないとしたところに拙著の一つのポイントがあったのである。この二重構造こそが、加藤弘之ら他の幕府お抱え洋学者たちと福澤を区別する秘密であり、福澤が西洋文明理解で他にぬきんでることのできた秘密、さらには幕臣福澤から啓蒙福澤への个性的転生を可能にした秘密だったのである。それら意識下に貫流した原体験をバネにした自己変革こそが、日本最大の啓蒙家・福澤諭吉を生んだのである。

「立身出世志向」の破綻のあとにもつ福澤の自己変革の努力、それは松沢弘陽氏の言を借れば、「自然状態」^{〔1〕}の

もとの努力であった。私は洪庵塾での生活を福澤の第一回目の「自然状態」の体験とみるが、幕府倒壊前後の彼の第二回目の「自然状態」の体験は、啓蒙福澤の転生を明らかにするために、もっと究明される必要があると思われる。「立身出世志向」をめぐる諸批判から教えられたのは、むしろそうした点にある。

さらにまた、その後の福澤研究の進展が拙著への反省を生んでいることも言っておかねばならない。それはこれとに、西洋諸思想と福澤との関連を究明する諸成果、松沢弘陽、安西敏三、A・クレイグ、飯田鼎、長尾政憲ら諸氏の成果であって、西洋思想史に関する知識に欠けるところの多い私には、少からぬ刺激を与えるものであった。それら諸成果は、基本的には拙著の示した福澤像を補強するものとなっており私は考えているが、拙著がもった曖昧さや不足・誤謬を気づかせ、さらにの検討を求めていることもたしかである。

以上のような私の反省は、福澤研究のさらにの深化にかりたてるものであるが、本稿では、啓蒙福澤の出發を画した『学問のすゝめ初編』——それも冒頭の文節、「天は人の上に人を造らず人の下に人を造らずと云へり」にはじまり「唯学問を勤て物事をよく知る者は貴人となり富人となり、無学なる者は貧人となり下人となるなり」におわる冒頭文節を対象を限って、そこに含まれるいくつかの問題を検討することにしたい。⁽²⁾

- (1) 「公開シンポジウム・福沢論吉と新渡戸稲造（「比較文化」一九八四年一〇月、東京女子大学比較文化研究所）における松沢氏の発言。
- (2) 『学問のすゝめ初編』の内容がその冒頭文節だけで代表されるものでないことは明らかである。むしろ冒頭文節だけをとりあげることによって、そのナンショナリズムの問題や民衆観の問題などが脱け落ちて、かえって問題がゆがめられるおそれさえある。ここでは紙幅の関係から『初編』全体の理解は拙著『書にゆずり、初編』の論旨の一面を凝縮していると考えられる冒頭文節に限定するのであり、私の反省と深化のための一つの作業であることをおこわりしておく。

一一

『学問のすゝめ初編』に関して、従来もつとも論議の対象となってきたのは、冒頭句の人間平等宣言である。

「天は人の上に人を造らず人の下に人を造らずと云へり」の冒頭句は、「と云へり」の伝聞態が示すように、西洋近代思想の成果の撰取を物語るが、その原典はなにかという点では周知のごとく定説はない。「天は人の上に人を造らず……」の表現自体については、伊藤正雄『「学問のすゝめ」講説』の指摘するように、中村敬宇『西国立志編』の名句「天は自ら助くる者を助く」に刺激されて福澤が創出したところの名句とするのが妥当であろうし、こうした名句をものしえたところに福澤の思想が問題となることも明らかであるが、ここに表現された思想がどのような西洋近代思想を原典としたものであるかが問われるのである。ここではその問題を、冒頭句だけとりあげるのではなく、冒頭文節全体の問題として検討していくことにする。

右の冒頭句に続く「されば天より人を生ずるには、……の趣意なり」の文章は、いうまでもなく冒頭句の意味を解いたものであって、ここに説かれる福澤の人間平等論を一般に天賦人權論という。天賦人權論とはなにかが問題となるが、ここでは一応、西洋一八世紀啓蒙思想が確立したところの近代的自然法にもとづく自然権の思想としておく。ところが、さきの文章に続いて、「されども今広く此人間世界を見渡すに、……」と、福澤は現実社会の不平等の有様を指摘し、それは「学問の力あるとなきとに由て」生じるのだと断るのである。「学問のすゝめ初編」があくまでも国民に学問をすすめることを目的として書かれたものであることを忘れてはならないだろう。したがって、社会の不平等が「学問の力」によってもたらされたとするのは、学問をすすめる目的にそ

った強調であり、論理の仮構であったと理解する方が妥当であろう。しかし、そうした仮構を可能にしたものが、その前提とした自然権の理解と関係ないかどうかを問うことは許されよう。福澤がこうした考え方を、西洋近代思想のどのようなところから摂取し創りだしていったか、それを探るために、それ以前の福澤の翻訳書を検討しなければならぬ。『西洋事情』三編をとりあげるゆえんである。

(1)、『西洋事情初編』で注目されるのは、冒頭「備考」で紹介される「文明の政治」の「六ヶ条の要訣」部分とアメリカ独立宣言の訳出である。

「六ヶ条の要訣」とは、第一条「自主任意」、第二条「信教」の自由、第三条「技術文学」の奨励、第四条「人才を教育」、第五条「保任安穩」、すなわち秩序安定、第六条「貧民を救ふ」の六ヶ条であるが、なかでも第一条が従来から福澤の「自由」理解を示すものとして注目されてきた。「士農工商の間に少しも區別を立てず、……上下貴賤各々其所を得て、毫も他人の自由を妨げずして、天稟の才力を伸べしむるを趣旨とす」という平等と自由の理解が、「自由の字は、我儘放盪にて国法をも恐れずとの義にあらず」という注釈とともに、当時の西洋文明理解のなかでもっともぬきでいたことはいくらでもない。

しかし、松沢・長尾両氏の成果から、「六ヶ条の要訣」がロンドンにおけるシモン・ペリヘンテからの講義筆記にもとづいたものであることが明らかとなっており、その点は留意しておかねばならない。つまり、こうした福澤の理解が当時にあつてどれほど福澤の思想となつていたかという問題が、ペリヘンテの講義を福澤が為政者の立場から理解しているという問題とともに残るのである。さらにまた、この理解の中に、「但し貴賤の別は、……字を知り理を弁じ心を勞するものを君子として之を重んじ、文字を知らずして力役するものを小人とするのみ」という、精神労働の優越と肉体労働の蔑視が明記されていることも、従来注目されていないが留意すべきで

あろう。この第一条「自主任意」の解説の構造は、文明の政治は人々の平等・自由を尊重しなければならないが、にもかかわらず人々の有様に貴賤の差があるのは「知」によるものだということにあり、『学問のすゝめ初編』冒頭文節の構造に酷似しているからである。

アメリカ独立宣言の訳出については、『学問のすゝめ初編』冒頭句の原典とする見解がある。たしかに『西洋事情初編』全体のバランスからみてこの訳出は比重が大きいから、福澤が重視していたと考えることもできるし、そこにおける「天の人を生ずるは億兆皆同一轍にして……」のくだりは、福澤の訳書で最初に出てくる自然権平等の認識である。それだけに福澤にとって印象的だったと思われるが、このくだりは、自然権の平等を宣したあと、「政府を立る所以」はこの自然権を保障するためであるとし、「政府の処置、此趣旨に戻るときは、則ち之を变革し或は之を倒」す権利も人民にあるとする一連の文章の中に留意しておきたい。社会契約の論理が明確に語られているわけでないが、人民の抵抗権・革命権の承認がそれを実質的に補っているということができよう。

(2)、『西洋事情外編』で注目されるのは、卷之一における「人間」「人生の通義及び其職分」の項を中心に、「世の文明開化」「貴賤貧富の別」などの項である。

『西洋事情外編』はチェンバーズ本『政治経済読本』からの翻訳とされ、A・M・クレイグ氏の成果によれば、J・H・バートンの著書と推定され、福澤はこれを通じて「一八世紀の啓蒙主義と、またバートンのような一八世紀思想の延長線上にあるとみなしうる一九世紀の思想家とが到達した解釈に直面」したという。

巻頭「人間」の項の冒頭は、「人の生ずるや、天より之に与ふるに氣力を以てし、之に附するに性質を以てし、此氣力と性質とに由て、外物の性に応じ、以て身を全して、朝露の命を終ることを得るなり」と、人間は天賦の

能力で自然と関係を結んで生命を全うする存在だと定義しており、その自然に対する積極性の点でこととなるとはいえ、『学問のすゝめ初編』の「天より人を生ずるには、……万物の靈たる身と心との働を以て天地の間にあるよろづの物を資り、……」のくだりに類似していることをみるだろう。また「人生の通義及び其職分」の項では、「天より人に生を与れば、又従つて其を保つ可きの才力を与ふ」と再確認したあと、「人々自から其身体を自由にするは天道の法則なり」と、自然法のもとにおける自然権を宣するとともに、「国法に於ても其身の自由を奪取すること能はず」と断じている。しかし、この国法の創出の論理はかならずしも明瞭ではなく、「政府の本を論ず」の項では、「政府とは人心を集めて一体と為し、力を以て衆人の意を達せしむるの所以のものなり」と規定するが、「国政の方向を示し順序を正するの事は、一二の君相又は議政官の手に非ざれば行はれ難きが故に、人心を集めて一体と為さざる可らず」として、その社会契約の論理は曖昧で多義性をもっているといえよう。⁽³⁾ このことは、「世の文明開化」の項で、「莽昧不文の世」では「大は小を犯し強は弱を虐」する弱肉強食の世であり、「文明開化に従て法を設け、世間一様にこれを施して、始て真の自由なるものを見る可し」といって、文明社会こそ自然権を真に保障するものだという認識に対応するであろう。つまり、社会は「次第に文明開化に赴くもの」とする漸進的進歩史観のこの著者（ハートン）にあつては、野蠻から文明への明確な画期はさして重要でないから、社会契約の論理をとりたてて問題にしなくともよいのであり、それはまた、すでに文明社会の自由を享受している立場の人間にとって自明のことでもあつたからであろう。したがって、「若し又事実不便の法あらば、国議に由て穩に之を改正し、其弊を除て妨なきことなり」という樂觀ですませることもできたのであり、さきにみたアメリカ独立宣言における革命権是認のような緊張はみられないのである。しかし、これを訳出していた福澤にとって、天道の法則たる自由と自然権を保障する国法の創出過程の問題を、「次第に文明開化に赴くものなり」の

樂觀だけですましかどうかは問題の残るところであろう。

さらに留意すべき点は、自然権の国法による保障は「億兆の人民同一轍」でなければならぬが、「貴賤貧富の別」が生じるのはなぜかという問題に議論をすすめているところである。その理由が三つあげられている。すなわち①「人の気質と才力とに至ては然らず……人々の天稟必しも一樣ならず」、つまり各人の自然的能力差によること、②「其天稟毫も優劣なき者と雖ども、一人を教て一人を棄れば、其人物忽ち變じて雲壤懸隔す可し」、つまり教育・学問の差によること、③「既に父の生命身体をも承てこれを継ぐことなれば、其外の遺物を受けるに於ては固より理の当然」、つまり遺産の差によること、である。『学問のすゝめ初編』では右の三点のうちの②の理由だけが掲げられるわけであるが、これはあらたに問われなければならない。

(3)、『西洋事情二編』で注目されるのは、巻頭「備考」の部分である。安西敏三氏によれば、これはブラックストン『イングランド法積義』第一分冊第一章「諸個人の絶対的権利について」を訳出したものであり、「トマズ・ホップス、ジョン・ロック、ジャン・ジャック・ルソーに代表される近代自然法思想からくるものであって、とりわけロックの思想が顕著にみられる」ところの一つだという。

「備考」では、「一身の通義は、天下の衆人各々これを達す可きの理なり」としながら、「人の身に在ては天然と人為との別あり」と、自然権と契約にもつく社会での権利とを区別している。また、「一身の通義にも亦有係と無係との別あり」として、「無係」とは「人生天賦の自由なり」、「有係」とは「人として既に世俗人間の交際に加はるときは、此交際上よりして我に得る所の恵沢裨益も亦大なれば、之を償ふが爲めに天の賦与せる一身の自由をも聊かは棄却する所なかる可らず」ともいう。すなわち「天賦の自由を棄てし其代として、更に得たる所の処世の自由」が、いわゆる市民的自由である。『西洋事情外編』ではさきにもたように自然権の真の保障こそ市

民的自由であり、「蛮野は天然なり、文明は人為なり」と云ふ者あれども、畢竟字義を誤解したる論なり、文明の世に行はるゝ事物一として天然に出でざるものなし」とされたが、ここでは「天の賦与せる一身の自由」＝自然権を「聯かは棄却」する必要を認めているところにちがいがあろう。『外編』では文明化すればするほど自然権は保障されるのに、『二編』では文明社会たるゆえに自然権への制限が必然化する。その中には、「其実に棄る所は蛮野人民の自由」といふ、それは「居処定まらず、眠食恒なく、無知無学を以て自ら安定」する自由だとするくだりもあるが、他方、「抑々政府を立て法律を設くるの一大要事は、人民をして身躬から其身を持して処世の自由を保たしむるに在りと雖ども、或は天下一般の大利を謀り、其軽重に従て一人の身を制し其進退を御するも亦妨なし」というくだり、すなわち「一般大利」のための「処世の自由」（市民的自由）の制限が認められるのである。ここでは「政府を立て法律を設くる」手続き、つまりは社会契約の論理が示されていないから、「一般大利」をなにと判断するかその判断主体はきわめて不定形である。

もっとも後段では、生命・自由・私有を自然権であるとともに市民的自由であるとし、「天下衆庶の公利」のためにこれを侵害されない英国のありかたが紹介され、議会の機能にもふれられている。そして「従来我英政の自主自由を重んずるに由り、其盛大なる勢を以て……今日の盛に至りしなり」と歴史事実としての説明はなされているが、そこにも社会契約の論理は薄弱であつて、したがつてアメリカ独立宣言にみられた抵抗権・革命権の認定はなく、「英国人民は直に国王に訴へ或は議事院に訴ふるの権」はあるが、「人民或は愁訴に托して朋堂を結び、軽率妄動、以て世を誤り太平を妨ることあれば」、その権利の行使には「謹慎を加へ」るべきだとするのである。

以上、『学問のすゝめ初編』冒頭文節にふくまれるいくつかの問題に対応した部分を、『西洋事情』初編・外編

・二編について検討した。『西洋事情』は三編とも西洋の書物からの翻訳・抄訳の書であって、そこにおける表現なり論理なりが、そのまま福澤の理解や認識やまして彼の思想を示すものであるとみなしえないのは明らかである。しかしまた、そこにどれだけ撰択の幅があったかは問題であるが彼が訳出の必要を自覚したり、あるいは訳出の過程で彼が学習したことごとが、彼の思想形成においてきわめて重要な要素となったことは否定できな
と思われる。

安西敏三氏もそうした観点から『西洋事情』三編を検討し、福澤が西洋思想から学びとった普遍的な人権の原理は三つの思想系列をもつと指摘している。⁽⁵⁾すなわち、第一は近代自然法思想からくるもので、初編のアメリカ独立宣言と二編の「備考」にみられ、第二は功利主義思想からくるもので、初編の「六ヶ条の要訳」にみられ、第三は両者を折衷した思想からくるもので外編の「人生の通義及び其職分」と二編の「一国の公費を給するの法を論ず」にみられるとしている。おそらく、思想の要素なり系譜のてんからみればそのように整理することも可能であろうが、そしてたしかにそれぞれの間にちがいのあることもたしかであるが、それにもかかわらずそれら福澤の訳出部分を比べてみると共通するところのあることにも注目せざるをえない。そして福澤が訳出作業で学んだのはそうした共通する部分のほうがずっと大きかったのでないかと考えさせるのである。そのてんを『学問のすゝめ初編』冒頭文節との関連でみてみたい。

まず第一に、「天より人を生ずるには」とか「天より人に生を与れば」「天より生じたる儘の身」とかの表現が、『西洋事情初編』以来、三編を通じてしばしばくりかえされ、福澤にとっては使いなれたなじみの表現となっていたことがうかがわれることである。そしてそうした表現はつねに、自然法または自然権の説明のさいに使用されているということである。このことから考えても、『学問のすゝめ初編』冒頭句の「天は人の上に人を造ら

ず……」の人間平等宣言は自然権として主張されたものであり、「されば天より人の生ずるには、……」が自然法をのべていることは明らかである。⁽⁶⁾ただこのくだりは、さきにも指摘したように、人間の自然に対する主体的な働きかけを当為とすることにおいて、『西洋事情』三編のどの部分よりも積極的な性格を示し、簡潔で要をえた名文となっている。

第二に、したがって次に、「されども今広く此人間世界を見渡すに」という文章が続くのは、議論の次元を現実の社会状態に移す作業をしているわけであるが、そのさい自然権が現実の社会状態にあっては自然状態とはちがったどのような変化（充実・制約・変質）を受けるとかという問題をぬきにして、人々の「雲と泥との相違」の問題に突入していることが注目されるのである。すくなくとも『西洋事情』では三編とも、自然法・自然権を問題にしたあととはかならず、それとは区別された社会状態における市民的自由が問題となる。自然権と市民的自由とが実質的にはほとんど等置されている外編にあっても、「人生の通義及び其職分」の項で自然権と市民的自由の区別が説かれ、続く「世の文明開化」の項で自然権を保障するものこそ文明の法だと確認されたあとで、「貴賤貧富の別」が問題となっているのである。「人々に力に制せられずして心に制せらるゝは、文明の有様」という認識が媒介されてはじめて、「貴賤貧富の別」の理由を論ずることができたのである。だが『学問のすゝめ初編』では、なんの媒介もなしに、「学問の力」次第で「貴賤貧富の別」が生じるという論理が展開している。

しかし福澤が、国家や政府の政治権力を捨象したそれとは別の文明社会が独自に存在しているという認識をもっていれば、そうした飛躍はあまり問題にしくともよいかもしれないが、『西洋事情』三編ではいずれも社会状態は政治社会としてのそれであった。『西洋事情』以外で彼がそうした認識をえることがあったかどうか問題となるが、たとえそうだったとしても、彼は日本の現実を自立した文明社会とみなすことはとうていできな

ったはずである。なにより、彼は後段で「王制一度新なりしより以来、我日本の政風大に改り、……されば今よりは日本国中の人民に、生れながら其身に附たる位などと申すは先づなき姿」といわざるをえないのである。

それではなぜに冒頭文節で、自然権の平等宣言→明治体制下に成立した平等→「学問の力」による不平等、という論理の順序を追わなかったのだろうか。それは学問万能論とかかわっているように思われる。さきによれたように、『西洋事情外編』では貴賤貧富の不平等の原因は①自然的能力の相違、②学問の相違、③遺産の相違の三点によるとされ、彼はこれを訳出してよくわきまえていたにもかかわらず②学問のみをかかげ、それは学問万能論の論旨をかたちづくることとなったのである。学問万能論は、論理的には、人間の自然的能力の平等を前提にして成立するものであるから、この直前に自然権の平等宣言をおくことによって説得的な構成をとることになろう。自然権の平等については、ホッブスの「リヴァイアサン」のように人間の自然的能力の平等性を前提にした考え方から、『西洋事情』に示されたように自然的能力の不平等性を認める考え方まで多様であるが、『学問のすゝめ初編』冒頭文節の構造は、国民全体に学問をすすめるための学問万能論が、自然権平等宣言の中味に自然的能力の平等性を合意させる結果をもたらし、あるいは少くともそのように理解することを可能ならしめるものであった。ことに「身と心との働き」という自然に対してたちむかう人間の能力が問題とされているので、その可能性は大きかった。それがまた、当時の一般民衆にも大きな希望もしくは励まし力となりえたのであるまいか。

福澤においてこうした構造が容易につくりえた理由の一つに、『西洋事情』三編に通じる（アメリカ独立宣言は別として）社会契約の契機の欠如あるいは弱さがあったのでないかと思われる。福澤に社会契約の論理が登場するのは、『初編』から二年のあとの『学問のすゝめ二編』においてであり（それは統治契約の性質をもったものであるが）、

『初編』刊行後の反省が加わった結果としてである。社会契約の論理の欠如または薄弱さは、人々が共同して社会秩序を形成する観点の欠如または薄弱さであり、貴賤貧富の差はそうした社会秩序と無関係のところからくる、人々個々の力のみによると観念させるからである（江戸幕藩制下につくられた貴賤貧富の差は圧倒的に身分制秩序によって生みだされたものであったのだが）。

さらにまた、福澤自身がこの人間平等宣言に自然的能力の平等性を合意させていたのでないかと考えることもできる。彼が個々人の自然的能力の差異を自明とはしていても、全国民によびかけんとし、かつ士農工商の身分によって能力の差異があるとする神話を断固否定せんとすれば、むしろ彼自身が四民平等は能力においても四民平等だと措定せざるをえなかったのではないか、それゆえにまた彼の国民啓蒙の意欲も湧きえたのではないかと思われる。なぜなら、福澤はこの四年後の七五年、「国権可分之説」で「百姓車換ノ学問ヲ進メテ其氣力ノ生ズルヲ待ツハ、杉苗ヲ植ヘテ帆柱ヲ求ルガ如シ」の感慨をもらすのであり、七六年の「系統論」では「人為の格式所謂人爵なる者は俄に変化して同等となるべきも、伝来の智力所謂天爵なる者は、急に上進して同等となる能はざる」とするにいたることを考え合わすべきだろうからである。

- (1) 松沢弘陽「解題・英国探索始末」及び「解説」、『日本思想大系・西洋見聞集』所収。長尾政憲「解説・福沢諭吉『西航手帳』の蘭文記事」、『福澤諭吉年鑑』第八号、一九八一年。
- (2) A・M・クレイグ・ジョン・ヒル・バートンと福沢諭吉、『福澤諭吉年鑑』第一号、一九八四年。
- (3) 飯田鼎『西洋事情』と福沢諭吉の政治経済思想、『福澤諭吉年鑑』第六号、一九七九年。飯田氏はここで『外編』の「人間群を為せば必ず一種の政府を立てて其取締を設けざる可からず」以下の文章を引用して、「いわば一種の社会契約説ともいうべきものであったとしている。
- (4) 安西敏三「福沢諭吉における西欧政治思想の摂取とその展開とに関する一考察」、『法学研究』第五三卷第一号。
- (5) 前掲論文。

(6) 正田庄次郎「福沢論吉をめぐる若干の問題」、(三田学会雑誌 第七一巻第五号)は、拙著『福沢論吉研究』の第三章部分を批判したもので、そこから多くのことを教えられたが、その批判の一つに、拙著が福澤の平等論を批判しているのは「全くの誤解によるものだ」とするところがある。つまり、拙著は福澤批判にさいして「現存する人間の社会的不平等を、「自然的平等」の観点から問題にして」いるのである。そこにはいくつかの「誤解」があると思われる。①、拙著が「自然的平等」を問題にしたのは、『学問のすゝめ初編』冒頭文節の前置が「自然的平等」を論じていると認識したからである。だからそのかりぎでホップスヤルソーとの比較を行ったのである。既述の如く安西氏もホップスヤルソー、ロックの自然法思想との関連を論じており、それらの点は従来からも論じられてきたことであって、見当はずれとはいえないであろう。②、正田氏はそうし拙著の議論に対して、『学問のすゝめ二編』の「人は同等なる事」をも「ばらばらに所にして、市民的自由の問題を福澤は論じているに拙著はそこへ「自然的平等」をもちこんでいるというのであるが、それは拙著からみれば自然的平等を論じている局面へ正田氏は市民的自由をもちこんできて市民的自由の性格を理解しないものだ」と批判されているということになろう。③、おそらくそのような混乱を生んだ原因は、『学問のすゝめ初編』発刊当時の「社会的不平等」をどう理解するかで正田氏と拙著との間に大きなちがいがあからだと思われる。正田氏は「福沢は、同権論を、「有様」のちがいが、「権利の不平等」をともなう現われる前近代社会に対する、鋭い批判の武器にかえていると断するが、拙著が問題にしたのはまさにそうした封建的不平等の「残存」に対して不徹底だったことなのである。「大名華族とて御殿に美服美食する」ところの「有様」は、「権利の不平等をともなう現われる」ものではないのか、それを「同権」の者が能力や努力の結果として生じる「有様」のちがいと同一視することができるか、まして「学問の力」次第で生じた「有様」のちがいと弁証することができるか、と問うたのである。正田氏は当時にあつては封建的不平等の残存は存在しなかったと考えるから、私の問いが不可解となったのだと思われる。④、もう一つの混乱の原因は、『学問のすゝめ』にあつては、自然状態と社会秩序の区別が不明瞭でしばしば連続的にとらえられているために、正田氏は『学問のすゝめ』の論述を全て社会秩序(市民社会)のものともみなしており、拙著は「連続的にとらえ」ているが少くとも「初編」冒頭部は自然法を論じたものだともなしているためである。したがって正田氏は市民的自由についても「ばらばら論じ自然法については全く論じていない。しかし、こうした正田氏の批判が、本稿執筆の動機となつているという点では、正田氏に感謝せねばならない。

このついでに正田氏の他の批判点にもふれることを許してもらいたい。その一つはスミス理解についてである。すなわち拙著は福澤の楽天的な社会観をスミスの社会観としているが、①スミスとちがって福澤は「社会的不調和と摩擦を直感していたからこそ、その解決ののぞみを理性に託したのである。」と批判する。拙著を読んでもらえれば分かるように、福澤が「社会的不調和と摩擦」をこそ問題にしていたこと、しかしその生じる原因が「無学文盲」にあるとしたからこそ「学問をすゝめた」こと、理性的世界Ⅱ文明世界ではそれら「不調和と摩擦」は解決されるという「楽天的社会観」をもつていたということを言っているのである。②スミスは「同胞感情」を重視するが福澤は

「孤立した個人」を考えている、スマスは正義の法を人間の自然な感情にゆだねているのに福澤は理性に全能を与えている。こうしたスマスと福澤のちがいを拙著は考えないと正田氏は批判する。拙著がスマスの社会観をもち出したのは「自由経済のもとで各個人の奮闘(労働)がそのまま社会の富を結果するという社会観」、一人間は本来は互に対立するものでないとする楽天的な予定調和の社会観」というかぎりであって、それ以上でも以下でもなく、ましてスマスと福澤が同じ思想の持主だなどというとてもないことを主張したのではない。しかしそういう限定をつけながらも「スマス流の市民的自由主義」といった表現も使っているので、正田氏のような「誤解」を生む曖昧さがあつたことは反省しなければならぬだろう。

最後に、正田氏が「福澤に対する評価は、かれの最良の部分に正当に評価することから始めるべきであつて、ないものわだりはフェアでないし、前向きでもない」と拙著を批判している点について、私の感想をのべておきたい。私は、現在の価値観から福澤にないものねだりをしないために、当時の歴史的条件にできるだけ即しつゝ福澤をとらえようとするものであるが、福澤の最良の部分はつねに福澤の欠落や限界とつながりをもっている場合に、最良の部分だけをとりだすのは真の福澤像に迫る上でかえつて弊害となるものであると考へており、啓蒙期の最もすぐれた知性である福澤さえもたざるをえなかつた欠落や限界は、近代日本が、ひいては現在の我々自身がまだに解決しえていない問題につながるのであれば、むしろ歴史的に明らかにされなければならないことだと考へるものである。

三二

一八六六年(慶応二)六月脱稿の『西洋事情初編』は、まず幕閣に「長州再征に関する建白」にそえて提出されたことに端的に示されるように、福澤の主観としては幕府開化路線への忠誠と期待のもとに書かれたものであつた。「両三年来江戸の形勢も一面目を改め専ら西洋法に赴き」(島津祐太郎宛書簡)とは翌六七年二月の文章であるが、この頃の福澤の認識と期待を物語っている。しかし、この書が当時の西洋文明紹介書のいずれよりも比較にならぬ視野の広さと洞察を示しえたのは、そうした福澤の主観とは別に、長崎・大坂における原体験がつくりだしたところのいまだ意識化されない感覚の問題もみなければならぬと思われる。

西洋体験および西洋諸書が彼の思想形成に決定的であったことは明らかであるが、それらを摂取しうる基盤が福澤の生活なり体験の連鎖のなかでどれほど準備されていたかが問われなければならないのである。そうした問題は、生活や体験がどのような経路や条件でどのような感覚や意識を生むかということを充分に明らかにする史料や方法に欠けるから、つねに曖昧さを伴わざるをえないが、その問題をぬぎにすれば福澤の訳書の表現は福澤の思想という短絡におちいりかねないだろう。ここでは『学問のすゝめ初編』冒頭文節に表現されたものと彼の生活や体験との関連を考えてみたい。

その一方で重要なのは、なんとといっても大坂時代、洪庵塾の原体験である。私はさきに大坂時代は福澤の第一回目の「自然状態」の体験とみたいとのべたが、それは封建的身分社会のもとにあって、そうした身分に拘束されない、こだわる必要のない世界が洪庵塾にあったという意味である。『福翁自伝』が語る「塾生裸体」「不潔に頓着せず」の一種のアナーキーともいえる状態。もちろん緒方洪庵がおり、のちに福澤もなるところの塾長もいて、「塾中の等級は七八級」という秩序はあるわけだが、それは政治的・権力的に秩序づけられたものでなく、むしろ塾生たちの自主運営的な性格が濃厚である。いやその自主運営さえもどれだけ塾生たちが自覚的であったか疑わしいところがあり、あえていえばみえない手が予定調和をつくりだしているような世界でなかったかと思われる。このような洪庵塾における身分を問わない平等性、それを前提とした各人の奮闘、その結果としての成績または立身出世の有様のちがいは「学問の力」次第、という構造は、まさに『学問のすゝめ初編』冒頭文節の論理をそのままに体现しているかのようなのである。

しかしおそらく、福澤の幕府開化路線への忠誠と期待が破綻して、洪庵塾の原体験がそのままに噴出し自覚化されたとしても、『学問のすゝめ初編』冒頭文節のものにはなりえなかったと思われる。なぜなら、洪庵塾の

世界はあくまでもエリート集団の特殊社会であり、再び身分社会へうって出るためのモラトリアムの時間であり、一般社会人の生活の世界との間には千丈の距離があったからである。逆にいえば、生活の糧の獲得を基本とする一般社会人の世界に対してあまりにもやわでもろい世界だったといえよう。そこに福澤における第二回目の「自然状態」の体験の意味が問われなければならない理由がある。

幕府開化路線に対する期待と倒幕派^{II}攘夷派とする認識は福澤に佐幕的心情をのちのちまで残すことになるが、それにもかかわらず福澤の眼に映じた自然状態は、六七年一二月の書簡に示された「如何にも恐入候御時勢に御座候」という認識と「小生輩世事を論ずべき身にあらず」という政治からの撤退の決意とはじまり、六八年一二月の書簡にみる「我々言語道断なる世の中なり、平人と盜賊と雑居混同、これを差置とは何事ぞ」と憤激する状況がまだあったころまでの約一年間と考えてよいのではないかと思われる。翌六九年二月には「当処も先づ穏静相成候」という彼の感想がみえるからである。

この自然状態は、なにより政治権力の空白であり、秩序の混乱であった。江戸にあった福澤にとっては、それは日本全体の社会の混乱と映じたことであろう。その最中に、彼は新しい努力を始めるのである。

その第一は、福澤自身の生活態度の変革である。それまでの放恣な生活、むしろ無秩序のなかに「自由」をみていたような生活から、節制、規律をもつ生活をめざし始めるのである。彼は六九年二月の書簡で、「兼て御承知の通り私義も頗る大酒相用候^(世)生質に有之候処、近来段々西洋の書物勉強いたし、彼の説に依り熟う人間在世の職分を考相候に、修徳・開知・儉約の外、他事無之、……如何にも慚愧の次第に付、私は近来厳しく酒を謹み、決して大酒相用不申候」とのべている。ここにいう「西洋の書物」は沢山あったろうが、彼がそれまで気付かなかった「道徳論の一段」にめざめさせたウエーランド『モラル・サイエンス』が大きな影響を与えたと思われる。

しかし彼に「人間在世の職分」を考えさせたのは、幕府開化路線での「立身出世志向」の挫折であり、自然状態の下でいかに生きるべきかの反省であったことはいうまでもない。彼は幕府秩序に依存していたがゆえに放恣な生活をもちえたが、自然状態の無秩序ではもはや自分自身に秩序をうちたてるしかないことに気づかされたのである。「世の文明よりも一身の文明専一」を課題としたのである。『西洋事情初編』が為政者の視点からの訳書であるとするれば、この時期に訳出された『西洋事情外編』が個人の社会生活の視点にもとづくものとなったのはそのためであろう。

第二は、そうした生活態度の変革を敷衍し家塾の運営の変革をはかったことである。福澤は六七年末に戦火の予想されるなか新しい塾舎の建築にとりかかり、六八年四月、江戸開城の直後に慶應義塾を発足させる。義塾は「学校の規律を彼(西洋)に取」り、「日本国中の人、商工農士の差別なく」門戸を開き、「僕は学校の先生にあらず、生徒は僕の門人にあらず、之を総称して一社中と名け」る同志的結社として構想された。そこで目ざされる洋学は、「天然に胚胎し、物理を格致し、人道を訓海し、身出を営求するの業」で「天眞の学」であった。六八年七月の「中元祝酒之記」では、同年五月刊行の『西洋事情外編』から「天より附与せられたる自主自由の通義は売る可らず、亦買ふ可らず」が引用され、「春來国事多端、遂に干戈を動かすに至り、……事緒紛紜、物論喋々亦文事を顧るに遑あらず。此際に当て独り我義塾同社の土固く旧物を守て志業を変ぜず、其好む所の書を読み、其尊ぶ所の道を修め、……然ば則ち我輩の所業、其形は世情と相反するに似たりと雖ども、其実は共に天道の法則に従て天与の才力を用ゆるの外ならざれば、此彼の間毫を相戻ることなし」と義塾存立の正当性が主張された。福澤は義塾の存在を自然権の思想で弁証しているのである。

福澤の第二回目の「自然状態」は、彼自身に自己変革をせまり、第一回目の原体験をバネにしながらもそれを

自己否定し、あらたに西洋近代思想で武装して突きぬけなければならぬものであった。「世事を論ずべき身に
あらず」から「読書渡世の一市民と相成候」（六八年四月）と開き直った福澤は、「弊塾も人数のみ次第増加、此
節内塾生百人余」（六九年四月）といった成功の見直しのもとで、その突破のありかたに確信をえたといえよう。

『学問のすゝめ初編』冒頭文節にひきつけて考えれば、こうした「自然状態」突破のありかたは、政治権力または政治秩序のありかたと関係なく個々人の努力次第で一身独立しうるものだという確信をもたしめたし、そのさ
い西洋近代思想が不可欠の武器となることを痛感せしめたといえよう。すなわち、冒頭文節の自然権の宣言――
「学問の力」（西洋の学問）は、この時期の彼の体験から素直にみちびき出される論理構成であったわけである。

にもかかわらず、その「自然状態」の認識は、『西洋事情外編』にも訳出されたような弱肉強食の混乱にみち
たものであった。福澤自身の一身独立（経済的自立）の柱は、「最早武家奉公も沢山に御座候」と「一小民」たる
ことを決意した彼には、義塾経営からの収入と翻訳出版からの収入の二本柱しかなかったが、塾経営も戦乱期に
は被害をうけざるをえなかったし、翻訳出版事業も海賊版が出るなど「平人と盗賊と雑居混同」の状態から被害
をうけたのである。そこに秩序の安定をはかる政治権力と法が不可避的に要請されることになる。そうした政治
権力と法の性格は、自然状態における一身独立の妨害者を排除するものでさえあればよく、それら政治権力や法
の形成に参与を求めるものではなかった。『学問のすゝめ初編』で後段に、「王制一度新なりしより以来、我日本
の政風大に改り……」と法秩序の安定の確認と遵法を説く体験的意味があったのであり、この「初編」では社会
契約の論理が表現されていない必然もあったといふべきであろう。

福澤は六九年に刊行した『世界国尽』で、「諺に云く、災は下より起ると。抑災害下より起るときは幸福も亦
下より生ず可し。然ば則ち天下の禍福は、其源蓋し他にあらず、国民一般の智慧に係る」と書いた。同年の書簡

にも「方今世の中には治国の君子乏しきにあらず、唯欠典は良政府の下に立ち良政府の徳沢の蒙るべき人民の乏しきなり。下よりこれを求めざれば上よりこれを施さざるも亦宜なり」という文章がみえる。福澤が国民の啓蒙を最大の課題として自覚しはじめた姿である。彼は彼及び義塾を日本で唯一の洋学の牙城だと自認していた。他方、彼は日本の一般民衆を内在的に理解することはできなかったが、洋学つまり西洋文明については士農工商ひとしなみに無知な存在であることは知っていた。福澤はこの第二回の自然状態のもとに形成した自己像を確信のよりどころとして、全国民に向って西洋文明の獲得、つまりは「学問のすすめ」を説くのである。

四

『学問のすすめ初編』が当時の人々にどのように受けとめられたか、その一例を物語る史料をここに紹介したい。一八七五年三月二日、大阪高槻・八幡町の伍長七人が連印した「取極之御届」である。伍長とは、戸長——保長——伍長という系列で旧五人組組長に相当し、明治政府の開化政策を一般民衆に周知徹底する役割の最末端に位置する。次に紹介する文書は、おそらく七人の伍長たちが苦心して、日頃の経験をもとに一般民衆に開化政策を説得するための文案を作成し、戸長に届けたものの控えと思われる。文書の表紙には「取極帳」と書かれてい⁽¹⁾る。なお、傍点は私が付したものである。

御町内の各々さま方、能々御覽被下、此文章は安す御ざります、是が読メぬ事では御心得てもらはにやならぬことが、此文章が読ても意がわからぬ事ハ少し難しけれとも、是が台点のいかぬ事なら是から心ヲ改而、手習学文を勉励せねはならぬ、うか／＼と致して居たら今は人撰の御代じヤによって、なんほ金ヲたんと持ても威光でハ役義が勤とまらぬ、下賤

の者でも智者が世に出て役を勤とめる、そふなると金が有ても田地が多く有ても下方の智者に世話にならねはならぬ、是こそ本間の恥ぢじや、となたも家業出精して世上の道理をしり文字を学ぶのが当今の上々の分別でござるやふに存しまする、是を申のを文明開化と言ひこと御坐るそうな、実に千差万別の人のこゝろ、旧習之根か離ぬゆへ、御一新と申すことを得心して居る人は多く無きやふに見へる、たとへは一寸六ツヶ敷事を我が愚痴で分別のわからぬ事を真に従来イからと言たり先例と言たり是がいにしへより申伝へと言たり、なんぼでも旧幕の事が離れんのは皆我れたけの事を思ふからじや、旧幕の事は是より皆悉く廃してしもふて試験(てき)の上御採用となり悪い事へ少もない、皆有難事じや、是が御一新と申事でござる

皇国に生れた者は神様の御種じやと申事ゆへ、御先祖様を尊敬せねはならぬ、即当今の天子様は万民の親様でござるゆへ平等に憐み給ふ、御恩賞の訳ケは御聞きなされ、大御神様が天上から御照覧なされたら皆同じ人じや、貴賤、下の差別なく、万物の靈長たる身と心との働によつて各安楽に世を渡らしめ給ふの御趣意なり、苦と楽とは金銭の有無によらんや、田畑山林の多少によらんや、只学ふと学さるとによつて差別有り、世上の理をしり人の為理を知る人は苦み少なくて楽み多し、是を皇国の良民とす、無学文盲の人は楽み少なくて苦み多く人を怨む事多し、皆下賤の人なり、実に愚民の上から、御政府ありとハ此事なり、是は御政府の苛きにあらず、愚民の自から招く災なり、

智恵少なくて欲深き者は他の難渋をも思はず、我れ一人り金銭を貯ることを知りて子孫を教ふことを知らず、其愚なるも亦怪むに足らず

智恵少なくて取締りなき者は姪犯亦ハ酒遊興に心ざし、家内甚不和なりといへ共又他の人に恵み施す事も有り、されども是も愚人なり

賢人は何を以本意とす甚不可然なり、愚察するに皇国の御用を通達し人道を明にして、教に随而家族を治め業体を勉勵し其徳を顕し、其徳を他の人に恵み施し、唯心に尊信を思へ神祖に初穂を備へ再拝頓着す、如此身を行候ハ内も豊にして外には愁なし、外に愁なければハ罪咎もなし、自ら安楽にして国も独立し其身も独立して富貴となる、此人を皇国の賢人の様に奉存まする

(後略)

傍点を付した箇所は『学問のすゝめ初編』にある文章のほぼそのままのところであるが、「國も独立し其身も独立して」は順序は逆だが『初編』のものであり、そのほか議論のすすめかたをみても『初編』が大きな影響を与えていることは一読して明らかである。この史料は、当時の一般民衆の意識を考える上で興味深いだけでなく、『初編』がもつ可能性と限界をさぐる上でも貴重だと思われる。

『学問のすゝめ初編』が及ぼした当時の影響については、政府当局者・士族・豪農商層・一般民衆とあらゆる階層に及んでおり、その読まれたも多様であったことは推察するにたたくない。ことにのちの自由民権論者たちへの影響については、植木枝盛研究をはじめ諸研究でふれられてきたところである。したがって右に掲げた史料は、従来あまり研究されて来なかった一般民衆への影響のありかたの一例を物語るものであって、これだけから『初編』の影響の問題を決めてしまうわけにもいかないことは明らかである。とはいえ、この史料は『初編』をかならずしも正確に理解しているとはいえないけれども、『初編』の内容がこのような読みとらせかたを可能にしたのではないかという視点から検討することも許されるだろう。

『学問のすゝめ初編』冒頭文節とこの史料を比べれば、人間平等が強調され、学問によって「差別有り」という論理は共通しており、これが政府の開化政策を説得する重要な論理となつていくことがまず注目される。しかし人間平等ということ、福澤のようにまず自然権として宣言されるのではなく、「天子様は……平等に憐み給ふ」⁽²⁾「大御神様が天上から御照覧なされたら皆同じ人」というように、上からの平等の承認であり、それも皇国観念と結びついて出てきている点で、福澤と異質である。このような皇国観念と人間平等観との結合は、この地域の他の文書にも「掛巻もかしこき神の造し御国の中に、万物の靈たる人に生れ出て、受得し性者善なりと……」⁽²⁾と

いった表現にみられ、維新以来の明治政府の宣伝・宣撫の結果をうかがわせるもので、当時の民衆の一般的な受けとめかたの一つといえよう。ただ、合理主義者福澤の主張とは全く異質な皇国観念が『初編』の平等宣言と結合しているのは、全く民衆の責任であろうかと考えるとき、それを可能にする要因が『初編』にもあることには気がざるをえない。それは、冒頭文節が福澤の立場からは自然法の下での平等な自然権→現実社会の不平等という論述になっているにもかかわらず、自然法と社会秩序とが同じものとして読みとられやすい構造にあるという点と、「王制一度新なりしより……」という後段の追認の点とである。さらにあえていうなら、「天は人の上に人を造らず」の表現は、それは福澤の責任ではないが、「天子様」「天上」という連想をただちにひきおこすものであったという点も考えられよう。どれだけ自覚されていたかは別として、民衆にとっての儒教的「天」観念は身分秩序ともにあつたとするならば、それを打破して西洋文明に依拠する人間平等を保障する「天」が、西洋文明撰取の先頭に立つ「天子様」と同置されるのは、ある意味で自然であったといえよう。

次に学問による差別の問題であるが、福澤は「学問の力」によって「貴賤貧富の別」が生じるとしているのに対し、ここでは「学問の力」は「金銭の有無」「田畑山林の多少」と関係ないものとして扱われている点に大きなちがひがある。その意味では、福澤のせっかくの仮構にもかかわらず民衆にとっては「学問の力」は「貧富」を左右するものとはとても思えなかつたのである。しかし、「金が有ても田地が多く有ても下方の智者の世話にならねばならぬ」というところに、理性による支配が文明開化の秩序だとする理解をみることができよう。「苦と楽」とは財産によるのでなく「只学ふと字はさるとによって差別あり」とするのも、理性による自己統御を問題としているのであり、それは文明開化秩序への協力へとつながるのである。文明開化にあってそれを樂しむか苦しむかは理性のあるなしによる、苦しんだり恨んだりするのは「御政府の苛きにあらず、愚民の自から招く災

なり。福澤にあっては愚民が苛政を生むの論理であったものが、政府はもともと文明であり善なのだがそれを理解しえぬ愚民は災を招くことになると、全く逆の論理になっているのである。

この史料が開化政策を民衆に説得するためのものとして書かれた文書であったことは留意すべきであり、これをもってただちに民衆意識そのものの表現だといえないことはたしかである。しかし伍長たちは、日常的に民衆に接し、民衆意識をどう変えるかに腐心していたのであり、また伍長たち自身が民衆であったのである。そしてそうした彼らが、『学問のすゝめ』を「誤解」せざるをえなかった理由には、開化政策の正当化という意図とともに、民衆の生活からくるものもあったといわざるをえない。しかし、それにもかかわらず、全ての責任は諸個人の学問するとしなないとあるという『学問のすゝめ』の教えだけは、彼らにも貫徹していることを知るのである。

(1) 樋口家文書、高槻市史料室所蔵マイクロフィルムより採取した。樋口道夫氏の御厚意を受けたことを記して感謝したい。

(2) 『高槻市史』第五卷、三三九ページ。「小学子弟心得草」古畑家文書。